

上山市創業支援事業補助金

新たに創業する方に対し、創業に要する費用の一部を補助します。

◆補助対象者

市内において、事業を営んでいない個人の方で、新たに個人事業主として事業を開始する方または会社等の設立を行い事業を開始する方。（市外で既に事業を営んでいる方が、市内で初めて事業を開始する場合も対象になります。）

◆補助対象業種

日本標準産業分類による	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	K 不動産業、物品賃貸業
D 建設業	M 宿泊業、飲食サービス業（ただし、小分類 766 バー、キャバレー、ナイトクラブは除く。）
E 製造業	N 生活関連サービス業、娯楽業（ただし、細分類 7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業、小分類 803 競輪・競馬等の競走場、競技団、細分類 8064 パチンコホール、細分類 8094 芸ぎ業、細分類 8096 娯楽に付帯するサービス業は除く。）
G 情報通信業	
H 運輸業、郵便業	
I 卸売業、小売業	O 教育、学習支援業のうち、中分類 82 その他の教育、学習支援業
J 金融業、保険業のうち、小分類 674 保険媒介代理業、675 保険サービス業	R サービス業（他に分類されないもの）（ただし、細分類 9299 他に分類されないその他の事業サービス業、中分類 93 政治・経済・文化団体、中分類 94 宗教は除く。）

◆補助対象経費

- ①創業に必要な官公庁への申請書類作成等にかかる経費
- ②設備費（10万円以上の備品等にかかる経費。ただしパソコンなど汎用性が高いものは対象外とします。）
- ③地震保険料、火災保険料、損害保険料
- ④広報費（HP・ECサイト開設費、看板にかかる費用、広告宣伝費、パンフレット製作費など）

◆補助率・補助金額

創業場所	補助金の額
都市機能誘導区域内	補助対象経費の2分の1以下の額又は50万円のいずれか低い額
都市機能誘導区域外	補助対象経費の2分の1以下の額又は30万円のいずれか低い額

◆補助要件

- ①市内に独立して事業を営むことができる当該店舗又は事業所にて創業すること。主たる事業として週4日以上営業し、営業時間が1日4時間以上であること。
- ②当該店舗または事業所の所在する商店街団体等の構成員として承認を受け、その活動に参加すること。組織されていない区域では、上山市商工会に加入すること。
- ③申請前に、事業計画書と収支予算書に関して、上山市商工会の経営指導を受け承認を得ること。開店後1年間は毎月経営指導を受けること。
- ④風営法第2条に規定する営業ではないこと。
- ⑤フランチャイズ加盟小売店または大規模小売店舗ではないこと。
- ⑥市税等の滞納がないこと。
- ⑦同一箇所において、国、県、市その他の団体等の同様の補助を受けていないこと。
- ⑧開業後3年以上事業を継続すること。

<問合せ先>

上山市商工課商工振興係

TEL 023-672-1111 内線184

